

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成28年5月13日  
【計算期間】 第16期（自平成27年2月17日 至平成28年2月15日）  
【ファンド名】 三菱UFJ日本バランスオープン 株式20型  
三菱UFJ日本バランスオープン 株式40型  
【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社  
【代表者の役職氏名】 取締役社長 金上 孝  
【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号  
【事務連絡者氏名】 伊藤 晃  
【連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号  
【電話番号】 03-6250-4740  
【縦覧に供する場所】 該当ありません

【提出書類】 募集事項等記載書面  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成28年5月13日  
【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社  
【代表者の役職氏名】 取締役社長 金上 孝  
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 三菱UFJ日本バランスオープン 株式20型  
三菱UFJ日本バランスオープン 株式40型  
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額 各ファンドにつき、上限1兆円  
【縦覧に供する場所】 該当ありません

（注）金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

## 【証券情報】

## (1) 【ファンドの名称】

三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型  
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型  
(以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。)

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託です。  
当初元本は1口当たり1円です。  
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。  
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

## (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。  
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。  
また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンド名	略称
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型	株式20型
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型	株式40型

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社  
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）  
ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

(注) 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下、同じ。

## (5) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.08%（税抜1%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社  
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、申込手数料はかかりません。

販売会社によっては、「三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型」または「三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(6) 【申込単位】

申込単位は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間: 毎営業日の9:00~17:00)

分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については1口単位とします。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

平成28年5月14日から平成29年5月12日までです。

(注)上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社によっては、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間: 毎営業日の9:00~17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 【有価証券報告書】

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型	内外	不動産投信	ETF	特殊型 ( )
		その他資産 ( )		
		資産複合		

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株	年2回 年4回 年6回	日本 北米 欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
債券	(隔月)	アジア オセアニア			その他 ( )	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ( )	年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング				その他 ( )
不動産投信 その他資産 ( )						
資産複合 (その他資産 (投資信託証 券(株式、債 券))、短期 金融資産)						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

## 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。



## [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

国内株式・国内債券・短期金融資産を実質的な主要投資対象とし、各資産の指数を組み合わせた合成指数をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。

## ファンドの特色

- 国内株式・国内債券・短期金融資産への分散投資により、信託財産の長期的な成長をめざします。
- 国内株式・国内債券の運用は、アクティブ運用により、それぞれの市場を中長期的に上回る投資成果をめざします。
- 各資産の組入比率を、定められた範囲の中で市場見通しに基づき変更し、リスク分散にも留意した資産構成をめざします。各資産の組入比率を調整することで、標準組入比率で運用した場合の収益を中長期的に上回る成果をめざします。
- 各資産の指数をファンドの各資産の標準組入比率で組み合わせた合成指数をベンチマーク<sup>※1</sup>とし、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。
- 各資産の指数、標準組入比率および変更の範囲は下表の通りです。

資産	指数	三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型		三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型	
		標準組入 比率	変更範囲	標準組入 比率	変更範囲
国内株式	TOPIX(東証株価指数) <sup>※2</sup>	20%	10%～30%	40%	30%～50%
国内債券	NOMURA-BPI<総合> (国内債券投資収益指数) <sup>※3</sup>	40%	30%～50%	30%	20%～40%
短期金融 資産	有担保コール(翌日物)	40%	20%～60%	30%	10%～50%

各資産の組入比率が異なる2つのファンド(三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型および三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型)からご選択いただけます。

※1 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

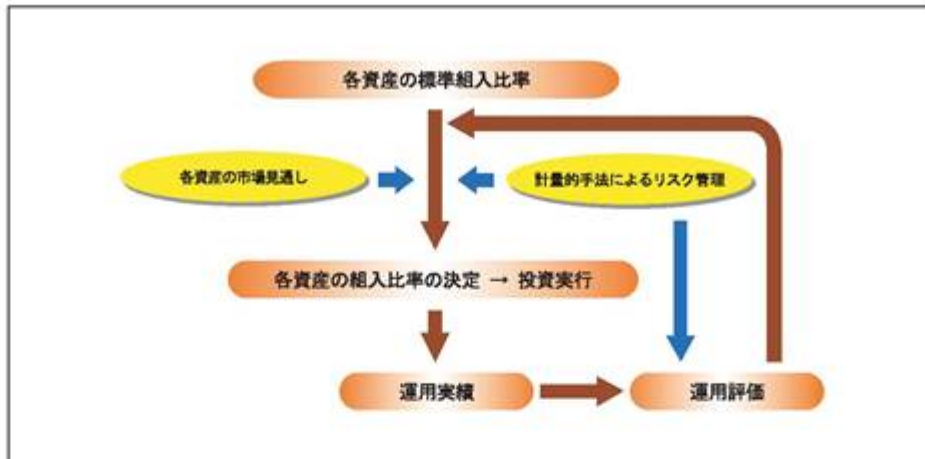
※2 TOPIX(東証株価指数)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

※3 NOMURA-BPI<総合>(国内債券投資収益指数)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI<総合>(国内債券投資収益指数)は野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。

## 〔資産の組入比率の決定プロセス〕

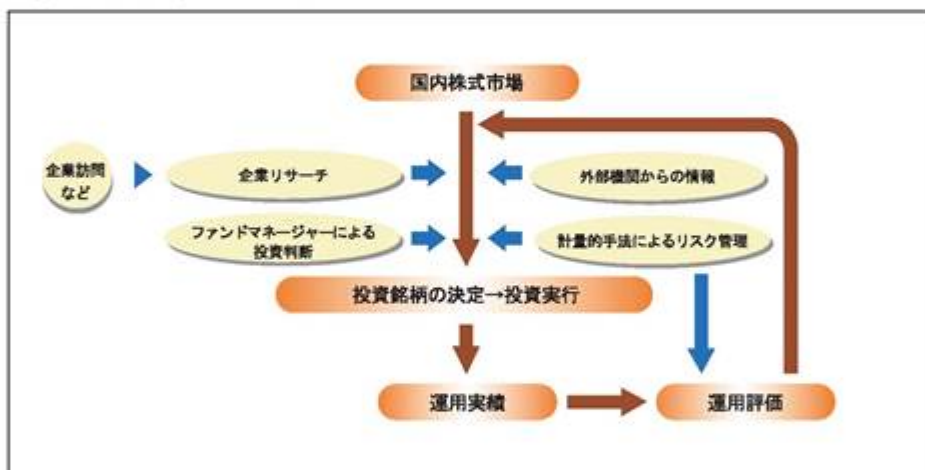
各資産の組入比率は、標準組入比率を基準に、市場の見通しなどをもとに決定します。その後実際の運用を行い、その運用実績の評価を参考に、再び組入比率の検討を行います。

（イメージ図）

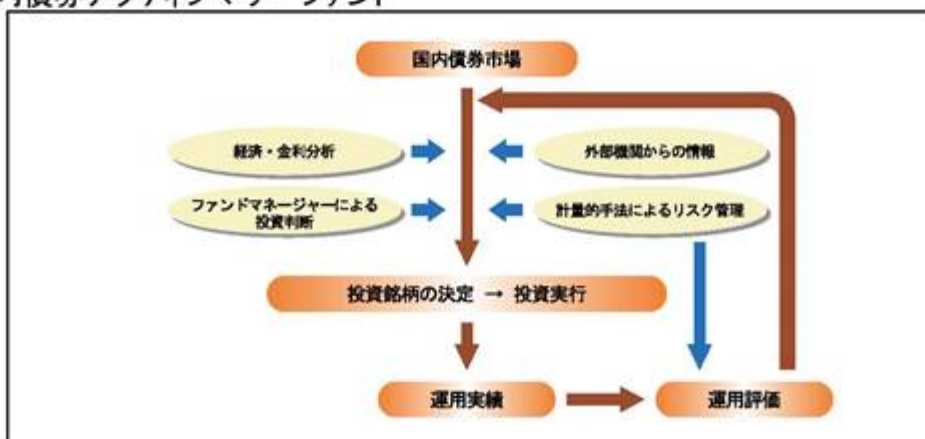


## 〔各マザーファンドの運用プロセス〕

・三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド



・三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド

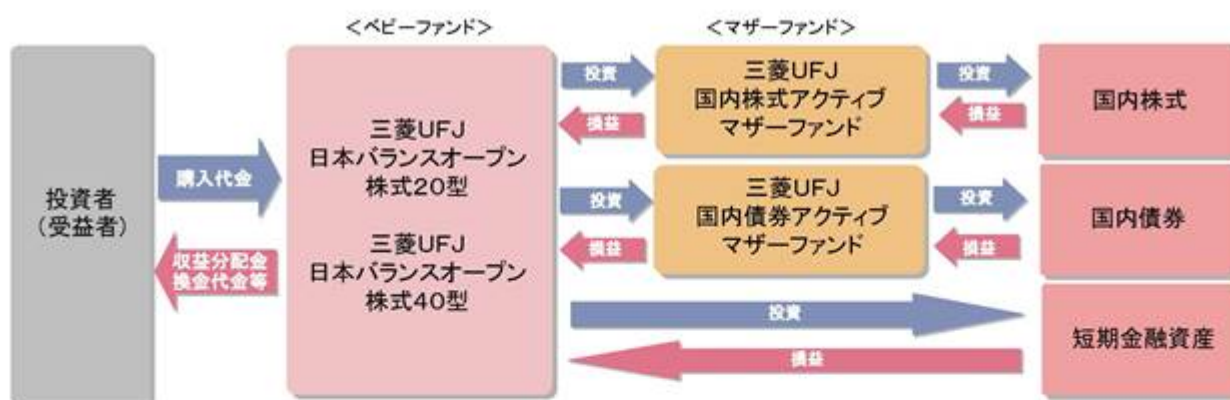


**!** 上記の各運用プロセスは銘柄選定等の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。なお、今後、変更される場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

## ■ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・国内債券・短期金融資産へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



## ■主な投資制限

「三菱UFJ日本バランスオープン株式20型」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「三菱UFJ日本バランスオープン株式40型」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

### 分配方針

年1回の決算時に分配を行います。

- ・年1回の決算時(2月15日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



## ■マザーファンドの概要

### 三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド

基本方針	信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。</p> <p>銘柄選定にあたっては、以下の2つの観点から行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)中長期的な成長力の高い銘柄や業績改善度の大きい銘柄を選定</li> <li>2)企業価値に対して株価が割安と判断され、かつ株価上昇が期待できる銘柄を選定</li> </ol> <p>具体的には、1)経営者のリーダーシップ、2)企業戦略の適切さ、3)マーケット支配力・競争力、4)産業の循環、産業構造の変化等の定性的な要素を踏まえ、中長期的にみて高い利益成長が期待できる銘柄や業績の大幅な改善が見込める銘柄を選定し、株価の妥当性をチェックしたうえで、組み入れを図ります。なお、株価評価は、企業の利益成長率に見合った適正価値が存在するというGARP(Growth at Reasonable Price)の考え方をベースに行います。</p> <p>また、各種評価尺度(株価収益率、株価キャッシュフロー倍率、株価売上高倍率、株価純資産倍率、配当利回り等)を用いて行う定量的な分析に、定性的な分析を加えた結果、「現在の株価が妥当株価に比して割安に放置されており、かつ今後株価上昇が期待できる」と判断される銘柄についても、適宜組み入れを図ります。</p> <p>株式の組入比率は高位を基本とします。</p>

### 三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド

基本方針	信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>わが国の公社債を主要投資対象とします。ただし、事業債、円建外債についてはBBB格(S&amp;P、ムーディーズ、格付投資情報センターおよび日本格付研究所のいずれかから取得したもの)相当以上の格付を有する債券を対象とします。</p> <p>NOMURA-BPI&lt;総合&gt;(国内債券投資収益指数)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標に運用を行います。</p> <p>経済や金利の分析をベースに、デュレーション*・残存構成・債券種別等をコントロールするアクティブ運用を行います。具体的には、次のプロセスによります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)経済分析や市場分析等を踏まえて金利の方向性等を予測し、デュレーションに関する戦略を策定します。</li> <li>2)また、同様の分析を行い金利の期間構造等を予測し、上記のデュレーション戦略を加味して、残存構成に関する戦略を策定します。</li> <li>3)さらに、各債券種別間の利回り較差動向等を予測し、債券種別構成に関する戦略を策定します。</li> <li>4)以上の戦略を総合して、ポートフォリオを構築します。</li> </ol> <p>※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。</p>

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成12年4月28日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成16年10月1日	各ファンドの委託会社の業務を三菱信アセットマネジメント株式会社から三菱投信株式会社に承継 各ファンドの名称を「三菱信 バランスオープン 株式20型」、「三菱信 バランスオープン 株式40型」から、各々「三菱 日本バランスオープン 株式20型」、「三菱 日本バランスオープン 株式40型」に変更
平成17年10月1日	各ファンドの名称を「三菱 日本バランスオープン 株式20型」、「三菱 日本バランスオープン 株式40型」から各々「三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型」、「三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型」に変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）	
お申込金 収益分配金、解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金 収益分配金、解約代金等	
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
投資 損益	
マザーファンド	投資 損益
投資 損益	
有価証券等	

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況

- ・資本金  
2,000百万円（平成28年2月末現在）
- ・沿革  
平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を  
三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況(平成28年2月末現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	107,855株	51.0%
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	71,969株	34.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,757株	15.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

三菱UFJ日本バランスオープン 株式20型

三菱UFJ国内株式アクティブマザーファンド受益証券および三菱UFJ国内債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の株式・公社債に直接投資することがあります。

主として、三菱UFJ国内株式アクティブマザーファンド受益証券、三菱UFJ国内債券アクティブマザーファンド受益証券および短期金融資産への投資を通じて、国内株式・国内債券・短期金融資産への分散投資を行います。

国内株式・国内債券・短期金融資産の組入比率を、定められた範囲の中で市場見通しに基づき変更し、リスク分散にも留意した資産構成を目指します。各資産の標準組入比率および変更の範囲は次の通りとします。

国内株式：20%（範囲10%～30%）

国内債券：40%（範囲30%～50%）

短期金融資産：40%（範囲20%～60%）

TOPIX（東証株価指数）20%、NOMURA-BPI＜総合＞（国内債券投資収益指数）

40%、有担保コール（翌日物）40%を組み合わせた合成指数をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

三菱UFJ日本バランスオープン 株式40型

三菱UFJ国内株式アクティブマザーファンド受益証券および三菱UFJ国内債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の株式・公社債に直接投資することがあります。

主として、三菱UFJ国内株式アクティブマザーファンド受益証券、三菱UFJ国内債券アクティブマザーファンド受益証券および短期金融資産への投資を通じて、国内株式・国内債券・短期金融資産への分散投資を行います。

国内株式・国内債券・短期金融資産の組入比率を、定められた範囲の中で市場見通しに基づき変更し、リスク分散にも留意した資産構成を目指します。各資産の標準組入比率および変更の範囲は次の通りとします。

国内株式：40%（範囲30%～50%）

国内債券：30%（範囲20%～40%）

短期金融資産：30%（範囲10%～50%）

TOPIX（東証株価指数）40%、NOMURA-BPI＜総合＞（国内債券投資収益指数）

30%、有担保コール（翌日物）30%を組み合わせた合成指数をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。)

- a．有価証券先物取引等
- b．スワップ取引
- c．金利先渡し取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。 )は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された三菱UFJ国内株式アクティブマザーファンドおよび三菱UFJ国内債券アクティブマザーファンド(「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。 )の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。 )の新株引受権証券を除きます。 )
- 6．資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。 )
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。 )
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。 )
- 9．資産の流動化に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。 )
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 以下同じ。 )および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、2．から10．までの証券または証書の性質を有するもの
- 13．証券投資信託の受益証券
- 14．投資証券もしくは新投資口予約権証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。 )
- 15．オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。 )
- 16．預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。 )
- 17．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。 )
- 18．抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。 )
- 19．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1．の証券または証書ならびに16．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券ならびに12．および16．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 )は、次に掲げるものとします。

- 1．預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

#### <マザーファンドの概要>

三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド

##### (基本方針)

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

##### (運用方法)

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

銘柄選択にあたっては、以下の2つの観点から行います。

1) 中長期的な成長力の高い銘柄や業績改善度の大きい銘柄を選択

2) 企業価値に対して株価が割安と判断され、かつ株価上昇が期待できる銘柄を選択

具体的には、1) 経営者のリーダーシップ、2) 企業戦略の適切さ、3) マーケット支配力・競争力、4) 産業の循環、産業構造の変化等の定性的な要素を踏まえ、中長期的にみて高い利益成長が期待できる銘柄や業績の大幅な改善が見込める銘柄を選択し、株価の妥当性をチェックしたうえで、組み入れを図ります。なお、株価評価は、企業の利益成長率に見合った適正価値が存在するというGARP(Growth at Reasonable Price)の考え方をベースに行います。

また、各種評価尺度(株価収益率、株価キャッシュフロー倍率、株価売上高倍率、株価純資産倍率、配当利回り等)を用いて行う定量的な分析に、定性的な分析を加えた結果、「現在の株価が妥当株価に比して割安に放置されており、かつ今後株価上昇が期待できる」と判断される銘柄についても、適宜組み入れを図ります。

株式の組入比率は高位(通常の状態では90%以上)を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (投資制限)

株式への投資に制限を設けません。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引は信託約款の範囲で行います。

三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド

##### (基本方針)

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

##### (運用方法)

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の公社債を主要投資対象とします。ただし、事業債、円建外債についてはBBB格(S&P、ムーディーズ、格付投資情報センターおよび日本格付研究所のいずれかから取得したもの)相当以上の格付を有する債券を対象とします。

NOMURA-BPI<総合>(国内債券投資収益指数)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標に運用を行います。

経済や金利の分析をベースに、デュレーション・残存構成・債券種別等をコントロールするアクティブ運用を行います。具体的には、次のプロセスによります。

1) 経済分析や市場分析等を踏まえて金利の方向性等を予測し、デュレーションに関する戦略を策定します。



- 2) また、同様の分析を行い金利の期間構造等を予測し、上記のデュレーション戦略を加味して、残存構成に関する戦略を策定します。
- 3) さらに、各債券種別間の利回り較差動向等を予測し、債券種別構成に関する戦略を策定します。
- 4) 以上の戦略を総合して、ポートフォリオを構築します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。

この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

(投資制限)

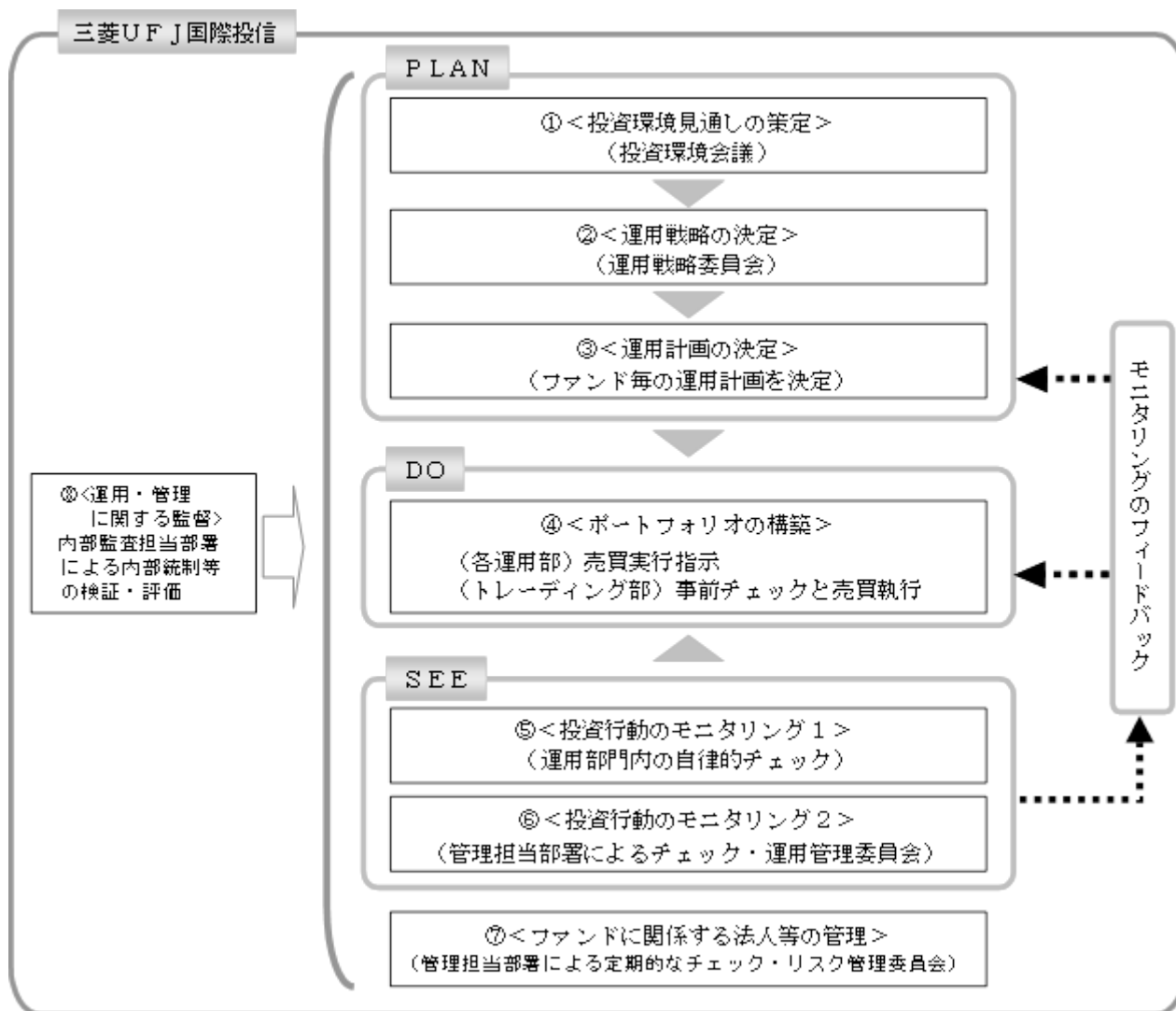
外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引は信託約款の範囲で行います。

## (3) 【運用体制】

**投資環境見通しの策定**

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

**運用戦略の決定**

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

**運用計画の決定**

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

**ポートフォリオの構築**

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

**投資行動のモニタリング1**

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

**投資行動のモニタリング2**

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

**ファンドに係る法人等の管理**

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

**運用・管理に関する監督**

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### (4)【配分方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき配分を行います。

分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### (5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

「三菱UFJ日本バランスオープン 株式20型」

株式

a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

「三菱UFJ日本バランスオープン 株式40型」

株式

a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の60を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

<ファンド共通>

外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

投資信託証券

a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。

スワップ取引

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 金利先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

#### < その他法令等に定められた投資制限 >

- ・ 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

#### 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価

格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

#### 価格変動リスク

価格変動リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、価格変動リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

#### 信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、価格変動リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

#### 流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。



## (3) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

## 三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型

## ●ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



- ・ファンドの年間騰落率とは、当該各月末の基準価額(分配金再投資)から当該各月末の1年前の基準価額(分配金再投資)を控除した額を当該各月末の1年前の基準価額(分配金再投資)で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ●ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2011年3月末～2016年2月末)



- ・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ・全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・2011年3月～2016年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

## 三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型

## ●ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



- ・ファンドの年間騰落率とは、当該各月末の基準価額(分配金再投資)から当該各月末の1年前の基準価額(分配金再投資)を控除した額を当該各月末の1年前の基準価額(分配金再投資)で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ●ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2011年3月末～2016年2月末)



- ・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ・全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・2011年3月～2016年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本)	シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.08%（税抜1%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、申込手数料はかかりません。

販売会社によっては、「三菱UFJ日本バランスオープン 株式20型」または「三菱UFJ日本バランスオープン 株式40型」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

## (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

## (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.08%（税抜年1%）

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 ×（保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.486% (税抜年0.45%)	年0.486% (税抜年0.45%)	年0.108% (税抜年0.1%)

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

## (4)【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が含まれます。

(\*)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。なお、当ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

## 費用または費用を対価とする役務の内容について

費用名	直接・間接	説明
申込手数料	直接	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価
換金（解約）手数料	直接	商品の換金に関する事務手続等の対価
信託財産留保額	直接	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額
信託報酬	間接	（委託会社（再委託先への報酬を含む場合があります。）） ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 （販売会社） 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の説明・情報提供等の対価 （受託会社） 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
監査報酬	間接	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
売買委託手数料	間接	有価証券等を売買する際に発生する費用
保管費用 （カストディフィー）	間接	外国での資産の保管等に要する費用

上記は一般的な用語について説明したものです。

受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

## （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

## １．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

## ２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算は

できません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

- (\*) 確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成28年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

【三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型】

## (1)【投資状況】

平成28年2月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,651,021,450	66.06
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		848,073,173	33.94
純資産総額		2,499,094,623	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成28年2月29日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	三菱UFJ 国内債券アク ティブマザーファンド	親投資信託 受益証券		723,282,798	1.3927	1,007,325,078		41.09
					1.4198	1,026,916,916		
日本	三菱UFJ 国内株式アク ティブマザーファンド	親投資信託 受益証券		623,356,507	0.9785	609,963,738		24.97
					1.0012	624,104,534		

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成28年2月29日現在

種類/業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	66.06
合計	66.06

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成28年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第7計算期間末日 (平成19年 2月15日)	8,411,278,294 (分配付) 8,411,278,294 (分配落)	10,065 (分配付) 10,065 (分配落)
第8計算期間末日 (平成20年 2月15日)	6,319,507,297 (分配付) 6,319,507,297 (分配落)	9,427 (分配付) 9,427 (分配落)
第9計算期間末日 (平成21年 2月16日)	5,080,697,869 (分配付) 5,080,697,869 (分配落)	8,398 (分配付) 8,398 (分配落)
第10計算期間末日 (平成22年 2月15日)	4,602,218,351 (分配付) 4,602,218,351 (分配落)	8,759 (分配付) 8,759 (分配落)
第11計算期間末日 (平成23年 2月15日)	4,144,706,461 (分配付) 4,144,706,461 (分配落)	9,009 (分配付) 9,009 (分配落)
第12計算期間末日 (平成24年 2月15日)	3,489,342,797 (分配付) 3,489,342,797 (分配落)	8,807 (分配付) 8,807 (分配落)
第13計算期間末日 (平成25年 2月15日)	3,301,124,555 (分配付) 3,301,124,555 (分配落)	9,264 (分配付) 9,264 (分配落)
第14計算期間末日 (平成26年 2月17日)	2,924,678,887 (分配付) 2,924,678,887 (分配落)	9,881 (分配付) 9,881 (分配落)

第15計算期間末日 （平成27年 2月16日）	2,763,775,252（分配付） 2,763,775,252（分配落）	10,439（分配付） 10,439（分配落）
第16計算期間末日 （平成28年 2月15日）	2,528,763,887（分配付） 2,528,763,887（分配落）	10,206（分配付） 10,206（分配落）
平成27年 2月末日	2,619,471,106	10,619
3月末日	2,784,089,088	10,674
4月末日	2,505,710,197	10,731
5月末日	2,593,962,639	10,859
6月末日	2,719,435,290	10,827
7月末日	2,754,291,330	10,842
8月末日	2,763,867,106	10,611
9月末日	2,717,523,830	10,439
10月末日	2,907,364,082	10,632
11月末日	2,597,678,796	10,689
12月末日	2,682,074,436	10,680
平成28年 1月末日	2,712,013,205	10,564
2月末日	2,499,094,623	10,344

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円

## 【収益率の推移】

	収益率（%）
第7計算期間	1.84
第8計算期間	6.33
第9計算期間	10.91
第10計算期間	4.29
第11計算期間	2.85
第12計算期間	2.24
第13計算期間	5.18
第14計算期間	6.66
第15計算期間	5.64
第16計算期間	2.23

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （4）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第7計算期間	3,454,515	3,877,018,794	8,356,637,414
第8計算期間		1,653,239,026	6,703,398,388
第9計算期間		653,263,993	6,050,134,395
第10計算期間		795,976,245	5,254,158,150
第11計算期間		653,360,154	4,600,797,996
第12計算期間	1,106,043	639,872,452	3,962,031,587
第13計算期間	896,438	399,383,721	3,563,544,304
第14計算期間	89,723,754	693,339,626	2,959,928,432
第15計算期間	1,529,361,624	1,841,620,304	2,647,669,752
第16計算期間	2,176,561,819	2,346,626,044	2,477,605,527

## 【三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型】

## (1) 【投資状況】

平成28年2月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,472,133,107	76.37
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		764,735,299	23.63
純資産総額		3,236,868,406	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

平成28年2月29日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	三菱UFJ 国内株式アク ティブマザーファンド	親投資信託 受益証券		1,453,719,131	0.9783 1.0012	1,422,192,839 1,455,463,593		44.97
日本	三菱UFJ 国内債券アク ティブマザーファンド	親投資信託 受益証券		716,065,301	1.3926 1.4198	997,199,805 1,016,669,514		31.41

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成28年2月29日現在

種類 / 業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	76.37
合計	76.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成28年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第7計算期間末日 (平成19年 2月15日)	9,029,324,716 (分配付) 9,029,324,716 (分配落)	10,299 (分配付) 10,299 (分配落)
第8計算期間末日 (平成20年 2月15日)	6,366,259,413 (分配付) 6,366,259,413 (分配落)	9,119 (分配付) 9,119 (分配落)
第9計算期間末日 (平成21年 2月16日)	4,690,174,051 (分配付) 4,690,174,051 (分配落)	7,149 (分配付) 7,149 (分配落)
第10計算期間末日 (平成22年 2月15日)	4,594,221,447 (分配付) 4,594,221,447 (分配落)	7,766 (分配付) 7,766 (分配落)
第11計算期間末日 (平成23年 2月15日)	4,305,858,792 (分配付) 4,305,858,792 (分配落)	8,213 (分配付) 8,213 (分配落)
第12計算期間末日 (平成24年 2月15日)	3,659,750,237 (分配付) 3,659,750,237 (分配落)	7,781 (分配付) 7,781 (分配落)
第13計算期間末日 (平成25年 2月15日)	3,588,786,895 (分配付) 3,588,786,895 (分配落)	8,504 (分配付) 8,504 (分配落)
第14計算期間末日 (平成26年 2月17日)	3,209,773,439 (分配付) 3,209,773,439 (分配落)	9,574 (分配付) 9,574 (分配落)

第15計算期間末日 （平成27年 2月16日）	3,624,826,676（分配付） 3,624,826,676（分配落）	10,535（分配付） 10,535（分配落）
第16計算期間末日 （平成28年 2月15日）	3,314,049,132（分配付） 3,314,049,132（分配落）	10,075（分配付） 10,075（分配落）
平成27年 2月末日	3,552,087,813	10,839
3月末日	3,544,284,559	10,943
4月末日	3,304,899,525	11,045
5月末日	3,326,934,950	11,333
6月末日	3,856,100,812	11,285
7月末日	4,455,571,279	11,311
8月末日	4,422,358,906	10,871
9月末日	4,166,044,329	10,540
10月末日	4,824,493,789	10,910
11月末日	4,516,373,483	11,037
12月末日	3,839,999,205	10,989
平成28年 1月末日	3,681,279,793	10,713
2月末日	3,236,868,406	10,238

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円

## 【収益率の推移】

	収益率（%）
第7計算期間	3.71
第8計算期間	11.45
第9計算期間	21.60
第10計算期間	8.63
第11計算期間	5.75
第12計算期間	5.25
第13計算期間	9.29
第14計算期間	12.58
第15計算期間	10.03
第16計算期間	4.36

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （4）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第7計算期間	29,795,529	4,287,548,027	8,766,962,256
第8計算期間	2,376,738	1,787,704,561	6,981,634,433
第9計算期間		420,663,198	6,560,971,235
第10計算期間	100,927	645,475,275	5,915,596,887
第11計算期間	1,448,716	674,077,962	5,242,967,641
第12計算期間	4,440,806	543,967,256	4,703,441,191
第13計算期間	1,802,822	485,120,508	4,220,123,505
第14計算期間	112,557,804	979,920,554	3,352,760,755
第15計算期間	2,522,876,414	2,434,985,317	3,440,651,852
第16計算期間	5,196,040,610	5,347,274,053	3,289,418,409

## &lt;参考&gt;

## 「三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド」

## (1) 投資状況

平成28年2月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	8,315,056,730	99.04
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		80,836,252	0.96
純資産総額		8,395,892,982	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## a 評価額上位30銘柄

平成28年2月29日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
					日本	NTTドコモ	株式	情報・通信業
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	600,400	485.35 486.60	291,407,993 292,154,640		3.48
日本	ダブル・スコープ	株式	電気機器	62,000	3,464.82 3,765.00	214,819,087 233,430,000		2.78
日本	マブチモーター	株式	電気機器	47,000	4,882.42 4,955.00	229,473,759 232,885,000		2.77
日本	アニコム ホールディングス	株式	保険業	89,000	2,368.96 2,611.00	210,837,672 232,379,000		2.77
日本	日産自動車	株式	輸送用機器	211,000	990.30 1,024.50	208,953,300 216,169,500		2.57
日本	そーせいグループ	株式	医薬品	13,700	11,261.29 15,680.00	154,279,673 214,816,000		2.56
日本	村田製作所	株式	電気機器	15,500	12,750.00 13,565.00	197,625,000 210,257,500		2.50
日本	小糸製作所	株式	電気機器	40,700	4,779.60 4,975.00	194,529,720 202,482,500		2.41
日本	小野薬品工業	株式	医薬品	9,600	19,010.00 20,915.00	182,496,000 200,784,000		2.39
日本	富士重工業	株式	輸送用機器	46,700	3,764.23 3,696.00	175,789,814 172,603,200		2.06
日本	三井不動産	株式	不動産業	64,000	2,506.40 2,623.00	160,410,026 167,872,000		2.00
日本	東海旅客鉄道	株式	陸運業	8,100	20,339.14 20,215.00	164,747,063 163,741,500		1.95
日本	東レ	株式	繊維製品	180,000	937.97 902.80	168,834,766 162,504,000		1.94
日本	カルソニックカンセイ	株式	輸送用機器	164,000	748.17 829.00	122,701,322 135,956,000		1.62
日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	21,500	6,242.00 5,897.00	134,203,019 126,785,500		1.51
日本	ジェイテクト	株式	機械	82,000	1,546.63 1,543.00	126,824,394 126,526,000		1.51
日本	ブリヂストン	株式	ゴム製品	31,600	4,000.60 3,953.00	126,419,126 124,914,800		1.49
日本	花王	株式	化学	21,800	5,784.25 5,699.00	126,096,658 124,238,200		1.48
日本	ソフトバンクグループ	株式	情報・通信業	20,000	5,580.24 5,574.00	111,604,917 111,480,000		1.33
日本	クスリのアオキ	株式	小売業	20,600	4,784.23 5,010.00	98,555,295 103,206,000		1.23
日本	ペプチドリーム	株式	医薬品	23,500	3,395.00 4,265.00	79,782,500 100,227,500		1.19
日本	アウトソーシング	株式	サービス業	29,400	2,871.70 3,105.00	84,428,200 91,287,000		1.09
日本	ワコールホールディングス	株式	繊維製品	68,000	1,333.00 1,298.00	90,644,000 88,264,000		1.05
日本	朝日インテック	株式	精密機器	16,500	4,620.28 5,250.00	76,234,637 86,625,000		1.03
日本	中外製薬	株式	医薬品	25,700	3,379.26 3,350.00	86,847,179 86,095,000		1.03
日本	三井化学	株式	化学	233,000	391.48 369.00	91,215,158 85,977,000		1.02



日本	西武ホールディングス	株式	陸運業	38,600	2,321.86 2,221.00	89,623,796 85,730,600		1.02
日本	セブテーニ・ホールディングス	株式	サービス業	40,300	1,792.37 2,120.00	72,232,511 85,436,000		1.02
日本	スタンレー電気	株式	電気機器	34,000	2,472.80 2,506.00	84,075,276 85,204,000		1.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成28年2月29日現在

種類 / 業種別		投資比率 (%)
株式	建設業	3.18
	食料品	4.72
	繊維製品	2.99
	化学	4.99
	医薬品	7.68
	ゴム製品	1.49
	非鉄金属	0.78
	機械	4.78
	電気機器	13.50
	輸送用機器	11.64
	精密機器	1.56
	その他製品	1.51
	陸運業	4.45
	情報・通信業	7.87
	卸売業	2.96
	小売業	5.55
	銀行業	7.24
	証券、商品先物取引業	0.24
	保険業	3.54
	その他金融業	2.47
	不動産業	2.00
	サービス業	3.92
	合計	99.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### < 参考 >

#### 「三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド」

#### (1) 投資状況

平成28年2月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	日本	3,377,355,300	52.84
社債券	日本	2,743,560,000	42.92
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		271,140,078	4.24
純資産総額		6,392,055,378	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2) 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

平成28年2月29日現在

国 / 地域	銘柄	種類	業種	券面総額 (千円)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率 (%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)		
日本	第339回利付国債(10年)	国債証券		200,000	103.25	206,504,000	0.400000 2025/06/20	3.27
					104.6450	209,290,000		
日本	第39回野村ホールディングス	社債券		200,000	101.46	202,934,000	0.853000 2018/02/26	3.18
					101.5500	203,100,000		

日本	第47回日本電気	社債券		200,000	100.54 101.0080	201,098,000 202,016,000	0.412000 2020/07/17	3.16
日本	第12回パナソニック	社債券		200,000	100.56 100.9090	201,134,000 201,818,000	0.387000 2020/03/19	3.16
日本	第118回利付国債（20年）	国債証券		160,000	122.44 125.7250	195,907,200 201,160,000	2.000000 2030/06/20	3.15
日本	第4回ピー・エヌ・ピー・パリバ	社債券		200,000	100.17 100.1750	200,342,000 200,350,000	0.530000 2016/09/13	3.13
日本	第13回JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	社債券		200,000	100.09 100.1470	200,188,000 200,294,000	0.373000 2017/02/13	3.13
日本	第6回パークレイズ・バンク	社債券		200,000	99.96 100.0570	199,926,000 200,114,000	0.328000 2017/06/23	3.13
日本	第334回利付国債（10年）	国債証券		150,000	105.26 106.3490	157,897,500 159,523,500	0.600000 2024/06/20	2.50
日本	第148回利付国債（20年）	国債証券		120,000	113.66 118.7170	136,395,600 142,460,400	1.500000 2034/03/20	2.23
日本	第147回利付国債（20年）	国債証券		110,000	115.55 120.5440	127,110,500 132,598,400	1.600000 2033/12/20	2.07
日本	第114回利付国債（20年）	国債証券		100,000	123.58 126.7120	123,587,000 126,712,000	2.100000 2029/12/20	1.98
日本	第338回利付国債（10年）	国債証券		120,000	103.35 104.6610	124,022,400 125,593,200	0.400000 2025/03/20	1.96
日本	第94回利付国債（20年）	国債証券		100,000	121.13 123.2710	121,130,000 123,271,000	2.100000 2027/03/20	1.93
日本	第145回利付国債（20年）	国債証券		100,000	117.55 122.4220	117,550,000 122,422,000	1.700000 2033/06/20	1.92
日本	第140回利付国債（20年）	国債証券		100,000	117.84 122.3670	117,840,000 122,367,000	1.700000 2032/09/20	1.91
日本	第136回利付国債（20年）	国債証券		100,000	116.54 120.6440	116,549,000 120,644,000	1.600000 2032/03/20	1.89
日本	第469回東北電力	社債券		100,000	108.35 109.1690	108,357,000 109,169,000	1.543000 2023/06/23	1.71
日本	第424回九州電力	社債券		100,000	105.99 106.9330	105,999,000 106,933,000	1.233000 2023/11/24	1.67
日本	第426回九州電力	社債券		100,000	104.54 105.5870	104,545,000 105,587,000	1.064000 2024/02/23	1.65
日本	第335回利付国債（10年）	国債証券		100,000	104.38 105.5400	104,384,000 105,540,000	0.500000 2024/09/20	1.65
日本	第383回東北電力	社債券		100,000	105.06 105.1020	105,065,000 105,102,000	2.900000 2017/12/25	1.64
日本	第526回東京電力	社債券		100,000	101.69 101.7060	101,695,000 101,706,000	1.780000 2017/05/31	1.59
日本	第64回アコム	社債券		100,000	101.38 101.4380	101,384,000 101,438,000	0.880000 2018/09/05	1.59
日本	第26回三菱UFJリース	社債券		100,000	101.01 101.4340	101,011,000 101,434,000	0.441000 2019/11/21	1.59
日本	第49回野村ホールディングス	社債券		100,000	100.85 101.2320	100,855,000 101,232,000	0.437000 2020/06/10	1.58
日本	第19回大和証券グループ本社	社債券		100,000	100.77 101.1160	100,779,000 101,116,000	0.412000 2020/02/25	1.58
日本	第2回ファーストリテイリング	社債券		100,000	100.45 101.0340	100,451,000 101,034,000	0.291000 2020/12/18	1.58
日本	第63回アコム	社債券		100,000	100.89 100.8810	100,893,000 100,881,000	0.990000 2017/06/07	1.58
日本	第10回デンソー	社債券		100,000	99.97 100.4810	99,979,000 100,481,000	0.176000 2020/09/18	1.57

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成28年2月29日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
国債証券	52.84
社債券	42.92
合計	95.76

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

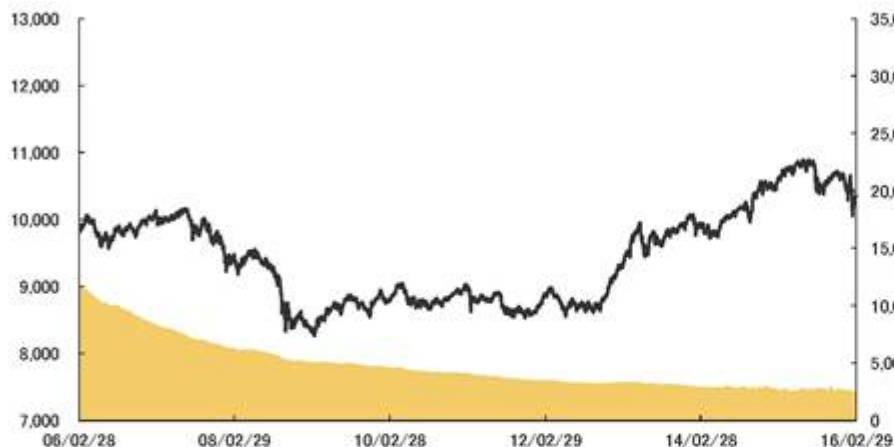
## [ 参考情報 ]



## 運用実績

## 三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型

## ■基準価額・純資産の推移(2006年2月28日～2016年2月29日)



■ 純資産総額(百万円)【右目盛】 ■ 基準価額(分配金再投資)【左目盛】 — 基準価額【左目盛】

- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したもとして計算

## ■分配の推移

2016年 2月	0円
2015年 2月	0円
2014年 2月	0円
2013年 2月	0円
2012年 2月	0円
2011年 2月	0円
設定来累計	0円

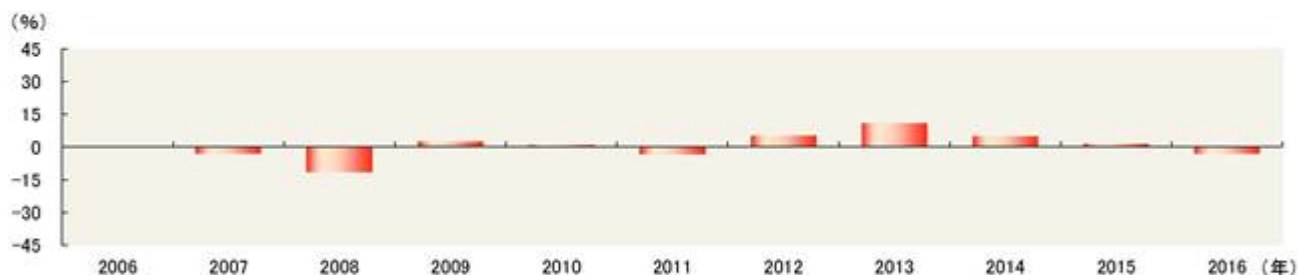
・分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況(2016年2月29日現在)

資産別構成	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	比率
国内株式	24.7%	NTTドコモ	株式	情報・通信業	0.9%
国内債券	39.3%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	0.9%
		ダブル・スコープ	株式	電気機器	0.7%
		マブチモーター	株式	電気機器	0.7%
		アニコム ホールディングス	株式	保険業	0.7%
		第339回利付国債(10年)	債券	国債	1.3%
		第39回野村ホールディングス	債券	社債	1.3%
コールローン他 (負債控除後)	36.0%	第47回日本電気	債券	社債	1.3%
合計	100.0%	第12回パナソニック	債券	社債	1.3%
		第118回利付国債(20年)	債券	国債	1.3%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(REITを含む)の組み入れがある場合、株式に含めて表示

## ■年間収益率の推移

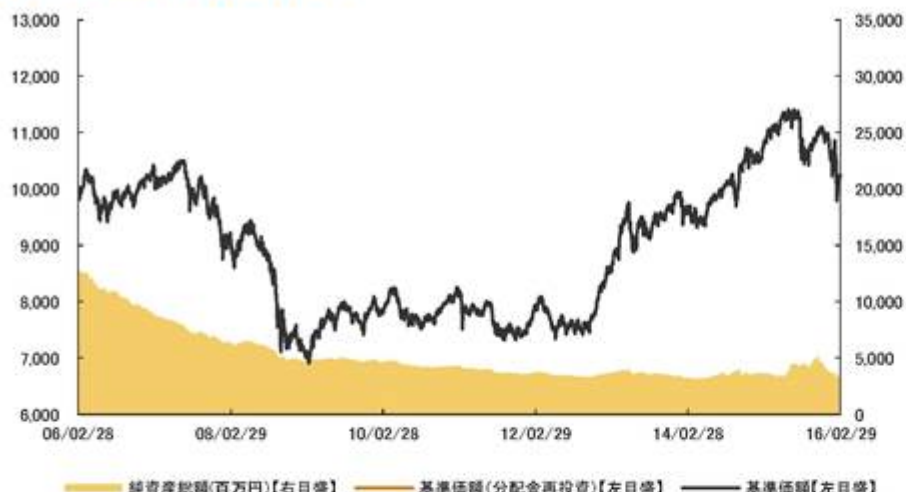


- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2016年は2月29日までの収益率を表示

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型

## ■基準価額・純資産の推移(2006年2月28日～2016年2月29日)



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものと計算

## ■分配の推移

2016年 2月	0円
2015年 2月	0円
2014年 2月	0円
2013年 2月	0円
2012年 2月	0円
2011年 2月	0円
設定来累計	0円

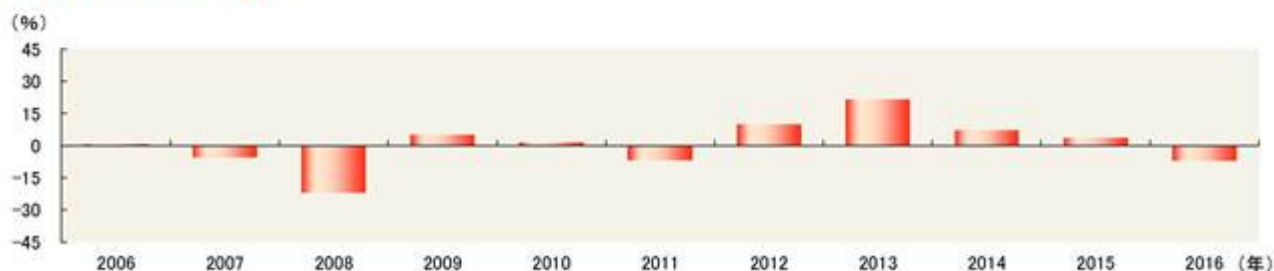
・分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況(2016年2月29日現在)

資産別構成	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	比率
国内株式	44.5%	NTTドコモ	株式	情報・通信業	1.6%
国内債券	30.1%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	1.6%
		ダブル・スコープ	株式	電気機器	1.3%
		マブチモーター	株式	電気機器	1.2%
		アニコム ホールディングス	株式	保険業	1.2%
		第339回利付国債(10年)	債券	国債	1.0%
		第39回野村ホールディングス	債券	社債	1.0%
		第47回日本電気	債券	社債	1.0%
		第12回パナソニック	債券	社債	1.0%
		第118回利付国債(20年)	債券	国債	1.0%
コールローン他 (負債控除後)	25.4%				
合計	100.0%				

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(REITを含む)の組み入れがある場合、株式に含めて表示

## ■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2016年は2月29日までの収益率を表示

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	販売会社が定める単位 確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、1円以上1円単位
申込価額	申込受付日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>
申込手数料	申込価額×1.08%（税抜1%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、申込手数料はかかりません。 販売会社によっては、スイッチングの際には申込手数料はかかりません。 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合、および確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては上記と異なる取扱いをしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	販売会社が定める単位（ただし、1万口を上回らないものとします。） 確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については、1口単位
解約価額	解約請求受付日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。



解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については上記と異なる取扱いをしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>

## (2) 【保管】

受益証券の 保管	該当事項はありません。
-------------	-------------

## (3) 【信託期間】

信託期間	平成12年4月28日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	---

## (4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年2月16日から翌年2月15日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

## (5) 【その他】

ファンドの 償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の 変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの 償還等に 関する 開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
異議申立て および 反対者の 買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。
関係法人との 契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a> なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	<p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。</p> <p>「分配金受取りコース（一般コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。</li> <li>・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> <li>・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。</li> </ul> <p>「分配金再投資コース（累積投資コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。</li> </ul>
償還金に対する請求権	<p>受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。</li> <li>・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> <li>・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。</li> </ul>
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> </ul> <p>（「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）</p>



### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成27年2月17日から平成28年2月15日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

【三菱UFJ日本バランスオープン 株式20型】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 15 期 [平成27年2月16日現在]	第 16 期 [平成28年2月15日現在]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,082,649,829	914,594,722
親投資信託受益証券	1,699,284,626	1,628,939,252
未収入金	311,989	10,130,394
未収利息	1,741	1,462
流動資産合計	2,782,248,185	2,553,665,830
資産合計	2,782,248,185	2,553,665,830
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	3,018,495	10,251,567
未払受託者報酬	1,541,451	1,461,245
未払委託者報酬	13,872,973	13,151,205
その他未払費用	40,014	37,926
流動負債合計	18,472,933	24,901,943
負債合計	18,472,933	24,901,943
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,264,669,752	1,247,605,527
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	116,105,500	51,158,360
(分配準備積立金)	160,050,567	62,801,054
元本等合計	2,763,775,252	2,528,763,887
純資産合計	2,763,775,252	2,528,763,887
負債純資産合計	2,782,248,185	2,553,665,830

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 15 期 自 平成26年 2月18日 至 平成27年 2月16日	第 16 期 自 平成27年 2月17日 至 平成28年 2月15日
<b>営業収益</b>		
受取利息	609,406	625,825
有価証券売買等損益	191,231,956	29,517,303
営業収益合計	191,841,362	28,891,478
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	3,083,963	2,888,185
委託者報酬	27,755,529	25,993,596
その他費用	80,062	74,961
営業費用合計	30,919,554	28,956,742
営業利益又は営業損失( )	160,921,808	57,848,220
経常利益又は経常損失( )	160,921,808	57,848,220
当期純利益又は当期純損失( )	160,921,808	57,848,220
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	60,915,290	37,086,520
期首剰余金又は期首欠損金( )	35,249,545	116,105,500
剰余金増加額又は欠損金減少額	51,348,527	154,967,378
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,296,169	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	41,052,358	154,967,378
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	124,979,778
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	124,979,778
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金( )	116,105,500	51,158,360

「三菱UFJ」日本バランスオープン 株式20型」

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年2月15日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成27年2月17日から平成28年2月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 15 期 [ 平成27年2月16日現在 ]	第 16 期 [ 平成28年2月15日現在 ]
1 期首元本額	2,959,928,432円	2,647,669,752円
期中追加設定元本額	1,529,361,624円	2,176,561,819円
期中一部解約元本額	1,841,620,304円	2,346,626,044円
2 受益権の総数	2,647,669,752口	2,477,605,527口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0439円 (10,439円)	1.0206円 (10,206円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 15 期 (自 平成26年2月18日 至 平成27年2月16日)

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	18,150,216円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	6,798,314円
収益調整金額	C	94,495,389円
分配準備積立金額	D	135,102,037円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	254,545,956円
当ファンドの期末残存口数	F	2,647,669,752口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	961円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

第 16 期 (自 平成27年2月17日 至 平成28年2月15日)

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	176,553,741円
分配準備積立金額	D	62,801,054円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	239,354,795円
当ファンドの期末残存口数	F	2,477,605,527口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	966円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 15 期 ( 自 平成26年 2月18日 至 平成27年 2月16日 )	第 16 期 ( 自 平成27年 2月17日 至 平成28年 2月15日 )
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左

3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同 左
------------------	---	-----

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 15 期 [ 平成27年2月16日現在 ]	第 16 期 [ 平成28年2月15日現在 ]
	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。
2 時価の算定方法	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 15 期 [ 平成27年2月16日現在 ]	第 16 期 [ 平成28年2月15日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	88,901,978	75,294,779
合計	88,901,978	75,294,779

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド	608,533,135	594,597,726	
	三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	742,741,294	1,034,341,526	
	親投資信託受益証券 小計	1,351,274,429	1,628,939,252	
	合計	1,351,274,429	1,628,939,252	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 15 期 [平成27年2月16日現在]	第 16 期 [平成28年2月15日現在]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,052,244,664	903,968,847
親投資信託受益証券	2,601,296,765	2,452,954,035
未収入金	10,423,318	21,063,605
未収利息	1,692	1,445
流動資産合計	3,663,966,439	3,377,987,932
資産合計	3,663,966,439	3,377,987,932
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	19,562,355	40,974,658
未払受託者報酬	1,952,677	2,290,471
未払委託者報酬	17,574,018	20,614,179
その他未払費用	50,713	59,492
流動負債合計	39,139,763	63,938,800
負債合計	39,139,763	63,938,800
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,344,651,852	1,328,941,409
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	184,174,824	24,630,723
(分配準備積立金)	306,511,224	70,392,308
元本等合計	3,624,826,676	3,314,049,132
純資産合計	3,624,826,676	3,314,049,132
負債純資産合計	3,663,966,439	3,377,987,932

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 15 期 自 平成26年 2月18日 至 平成27年 2月16日	第 16 期 自 平成27年 2月17日 至 平成28年 2月15日
<b>営業収益</b>		
受取利息	527,760	693,213
有価証券売買等損益	387,155,224	122,507,888
営業収益合計	387,682,984	121,814,675
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	3,691,452	4,276,446
委託者報酬	33,222,933	38,487,919
その他費用	95,859	111,059
営業費用合計	37,010,244	42,875,424
営業利益又は営業損失( )	350,672,740	164,690,099
経常利益又は経常損失( )	350,672,740	164,690,099
当期純利益又は当期純損失( )	350,672,740	164,690,099
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	117,366,947	113,818,604
期首剰余金又は期首欠損金( )	142,987,316	184,174,824
剰余金増加額又は欠損金減少額	93,856,347	553,231,660
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,808,356	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,047,991	553,231,660
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	434,267,058
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	434,267,058
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金( )	184,174,824	24,630,723

「三菱UFJ」日本バランスオープン 株式40型」

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年2月15日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成27年2月17日から平成28年2月15日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第 15 期 [ 平成27年2月16日現在 ]	第 16 期 [ 平成28年2月15日現在 ]
1 期首元本額	3,352,760,755円	3,440,651,852円
期中追加設定元本額	2,522,876,414円	5,196,040,610円
期中一部解約元本額	2,434,985,317円	5,347,274,053円
2 受益権の総数	3,440,651,852口	3,289,418,409口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0535円 (10,535円)	1.0075円 (10,075円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 15 期 (自 平成26年2月18日 至 平成27年2月16日)

## 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	31,556,938円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	14,432,888円
収益調整金額	C	285,919,443円
分配準備積立金額	D	260,521,398円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	592,430,667円
当ファンドの期末残存口数	F	3,440,651,852口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,721円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

第 16 期 (自 平成27年2月17日 至 平成28年2月15日)

## 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	499,067,709円
分配準備積立金額	D	70,392,308円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	569,460,017円
当ファンドの期末残存口数	F	3,289,418,409口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,731円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 15 期 (自 平成26年 2月18日 至 平成27年 2月16日)	第 16 期 (自 平成27年 2月17日 至 平成28年 2月15日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左



3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左
------------------	--	-----

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 15 期 [ 平成27年2月16日現在 ]	第 16 期 [ 平成28年2月15日現在 ]
	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 15 期 [ 平成27年2月16日現在 ]	第 16 期 [ 平成28年2月15日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	222,682,783	238,646,598
合計	222,682,783	238,646,598

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド	1,441,180,449	1,408,177,416	
	三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	750,234,539	1,044,776,619	
	親投資信託受益証券 小計	2,191,414,988	2,452,954,035	
	合計	2,191,414,988	2,452,954,035	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## &lt;参考&gt;

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。  
貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

	[ 平成27年2月16日現在 ]	[ 平成28年2月15日現在 ]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	88,629,037	121,146,979
株式	12,868,766,800	8,024,427,990
未収入金	1,142,418,890	314,821,998
未収配当金	12,537,740	10,377,400
未収利息	142	193
流動資産合計	14,112,352,609	8,470,774,560
資産合計	14,112,352,609	8,470,774,560
負債の部		
流動負債		
未払金	1,073,792,926	371,966,899
未払解約金	42,137,097	10,598,650
流動負債合計	1,115,930,023	382,565,549
負債合計	1,115,930,023	382,565,549
純資産の部		
元本等		
元本	1 11,998,791,981	8,277,669,571
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	2 997,630,605	189,460,560
元本等合計	12,996,422,586	8,088,209,011
純資産合計	12,996,422,586	8,088,209,011
負債純資産合計	14,112,352,609	8,470,774,560

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月16日から翌年2月15日までであります。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
-------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

	[ 平成27年2月16日現在 ]	[ 平成28年2月15日現在 ]
1 期首	平成26年2月18日	平成27年2月17日
期首元本額	20,272,900,503円	11,998,791,981円
期首からの追加設定元本額	4,004,652,123円	4,088,084,041円
期首からの一部解約元本額	12,278,760,645円	7,809,206,451円
元本の内訳*		
三菱UFJ 日本株式オープン	1,785,899,183円	1,444,872,861円
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型	561,821,713円	608,533,135円
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型	1,416,248,426円	1,441,180,449円
三菱UFJ ライフプラン 25	117,837,733円	108,984,605円
三菱UFJ ライフプラン 50	455,200,363円	432,312,491円
三菱UFJ ライフプラン 75	463,673,095円	425,093,042円
三菱UFJ グローバルバランスオープン 株式20型	123,335,168円	119,500,472円
三菱UFJ グローバルバランスオープン 株式40型	126,249,694円	118,017,749円
三菱UFJ 日本株式オープンVA (適格機関投資家限定)	1,335,593,695円	959,720,827円
三菱UFJ ライフプラン 50VA (適格機関投資家限定)	1,141,964,375円	733,829,697円
三菱UFJ 世界バランスファンド 25VA (適格機関投資家限定)	2,533,542,986円	503,117,730円
三菱UFJ 世界バランスファンド 50VA (適格機関投資家限定)	1,937,425,550円	1,382,506,513円
(合計)	11,998,791,981円	8,277,669,571円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。		189,460,560円
3 受益権の総数	11,998,791,981口	8,277,669,571口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0831円 (10,831円)	0.9771円 (9,771円)

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区 分	（自平成26年2月18日 至平成27年2月16日）	（自平成27年2月17日 至平成28年2月15日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成27年2月16日現在]	[平成28年2月15日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	[平成27年2月16日現在]	[平成28年2月15日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	1,190,816,403	1,035,995,417
合計	1,190,816,403	1,035,995,417

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （3）附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## （1）株式

（単位：円）

コード	銘 柄 銘 柄 名	株式数	評 価 額		備考
			単 価	金 額	
1802	大林組	112,500	1,091.00	122,737,500	
1861	熊谷組	160,000	324.00	51,840,000	
1890	東洋建設	180,000	443.00	79,740,000	
1925	大和ハウス工業	13,000	3,015.00	39,195,000	
2201	森永製菓	141,000	644.00	90,804,000	
2206	江崎グリコ	16,100	5,840.00	94,024,000	
2269	明治ホールディングス	9,400	9,390.00	88,266,000	
2802	味の素	15,000	2,892.00	43,380,000	
2815	アリアケジャパン	12,900	6,930.00	89,397,000	
3402	東レ	179,000	938.40	167,973,600	
3591	ワコールホールディングス	74,000	1,333.00	98,642,000	
4042	東ソー	93,000	427.00	39,711,000	
4183	三井化学	103,000	393.00	40,479,000	
4202	ダイセル	50,100	1,545.00	77,404,500	
4452	花王	21,300	5,778.00	123,071,400	
7958	天馬	43,100	1,895.00	81,674,500	
7988	ニフコ	8,800	5,090.00	44,792,000	
4516	日本新薬	20,000	3,945.00	78,900,000	
4519	中外製薬	16,000	3,400.00	54,400,000	
4528	小野薬品工業	9,600	19,010.00	182,496,000	

4565	ソーせいグループ	13,000	11,190.00	145,470,000
4587	ペプチドリーム	23,500	3,395.00	79,782,500
5105	東洋ゴム工業	20,200	1,768.00	35,713,600
5108	ブリヂストン	21,400	3,984.00	85,257,600
5801	古河電気工業	192,000	246.00	47,232,000
6136	オーエスジー	11,000	1,893.00	20,823,000
6273	S M C	1,600	27,120.00	43,392,000
6301	小松製作所	25,000	1,725.50	43,137,500
6326	クボタ	28,200	1,430.00	40,326,000
6465	ホシザキ電機	10,400	8,090.00	84,136,000
6473	ジェイテクト	85,000	1,536.00	130,560,000
7004	日立造船	79,000	526.00	41,554,000
6592	マブチモーター	41,000	4,915.00	201,515,000
6594	日本電産	11,500	7,077.00	81,385,500
6619	ダブル・スコープ	44,000	3,305.00	145,420,000
6794	フォスター電機	37,500	2,166.00	81,225,000
6923	スタンレー電気	33,500	2,467.00	82,644,500
6981	村田製作所	15,700	12,750.00	200,175,000
7276	小糸製作所	52,700	4,780.00	251,906,000
7201	日産自動車	246,000	990.30	243,613,800
7203	トヨタ自動車	26,400	6,256.00	165,158,400
7205	日野自動車	36,700	1,129.00	41,434,300
7245	大同メタル工業	44,000	788.00	34,672,000
7248	カルソニックカンセイ	162,000	748.00	121,176,000
7250	太平洋工業	76,300	1,016.00	77,520,800
7251	ケーヒン	27,000	1,497.00	40,419,000
7259	アイシン精機	19,000	4,395.00	83,505,000
7270	富士重工業	42,300	3,767.00	159,344,100
7309	シマノ	4,700	17,030.00	80,041,000
7741	HOYA	10,600	4,003.00	42,431,800
7747	朝日インテック	13,000	4,540.00	59,020,000
7832	バンダイナムコホールディングス	55,000	2,283.00	125,565,000
7846	パイロットコーポレーション	15,000	3,505.00	52,575,000
9003	相鉄ホールディングス	124,000	706.00	87,544,000
9020	東日本旅客鉄道	16,200	10,145.00	164,349,000
9024	西武ホールディングス	37,000	2,318.00	85,766,000
9044	南海電気鉄道	61,000	680.00	41,480,000
3659	ネクソン	24,500	1,567.00	38,391,500
4768	大塚商会	14,500	5,500.00	79,750,000
9404	日本テレビホールディングス	19,500	1,938.00	37,791,000
9433	K D D I	49,600	2,956.50	146,642,400
9437	N T T ドコモ	106,600	2,653.00	282,809,800
9742	アイネス	20,000	1,028.00	20,560,000
9984	ソフトバンクグループ	17,000	4,400.00	74,800,000
7599	ガリバーインターナショナル	73,000	1,113.00	81,249,000
8001	伊藤忠商事	57,900	1,316.50	76,225,350
9962	ミスミグループ本社	27,800	1,528.00	42,478,400
2651	ローソン	9,600	9,480.00	91,008,000
3091	ブロンコビリー	16,000	2,576.00	41,216,000
3092	スタートトゥデイ	11,900	3,395.00	40,400,500
3141	ウエルシアホールディングス	7,200	5,500.00	39,600,000
3398	クスリのアオキ	20,500	4,780.00	97,990,000
7453	良品計画	3,500	22,810.00	79,835,000
8282	ケーズホールディングス	11,100	3,665.00	40,681,500
9843	ニトリホールディングス	4,800	8,240.00	39,552,000
8304	あおぞら銀行	115,000	350.00	40,250,000
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	610,400	484.80	295,921,920
8316	三井住友フィナンシャルグループ	26,000	3,156.00	82,056,000
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	219,000	377.00	82,563,000
8358	スルガ銀行	21,700	1,882.00	40,839,400
8411	みずほフィナンシャルグループ	477,400	168.30	80,346,420
8613	丸三証券	18,000	1,160.00	20,880,000
8715	アニコム ホールディングス	86,000	2,364.00	203,304,000
8729	ソニーフィナンシャルホールディングス	27,800	1,515.00	42,117,000
8570	イオンフィナンシャルサービス	17,900	2,349.00	42,047,100
8591	オリックス	57,600	1,366.50	78,710,400
8801	三井不動産	66,000	2,501.50	165,099,000
2427	アウトソーシング	14,100	2,906.00	40,974,600
4293	セプテーニ・ホールディングス	34,000	1,772.00	60,248,000
4681	リゾートトラスト	30,600	2,618.00	80,110,800

9616	共立メンテナンス	10,300	7,940.00	81,782,000	
	合 計	5,367,000		8,024,427,990	

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

	[ 平成27年2月16日現在 ]	[ 平成28年2月15日現在 ]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	104,753,808	28,866,651
国債証券	6,225,039,400	3,384,080,100
特殊債券	400,612,000	
社債券	3,138,651,000	3,038,155,000
未収入金		203,065,000
未収利息	29,823,377	18,881,936
前払費用	2,037,416	452,296
流動資産合計	9,900,917,001	6,673,500,983
資産合計	9,900,917,001	6,673,500,983
負債の部		
流動負債		
未払金		110,076,500
未払解約金	50,718,081	50,087,693
流動負債合計	50,718,081	160,164,193
負債合計	50,718,081	160,164,193
純資産の部		
元本等		
元本	1 7,358,279,915	4,677,040,538
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	2,491,919,005	1,836,296,252
元本等合計	9,850,198,920	6,513,336,790
純資産合計	9,850,198,920	6,513,336,790
負債純資産合計	9,900,917,001	6,673,500,983

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月16日から翌年2月15日までであります。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
-------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

	[ 平成27年2月16日現在 ]	[ 平成28年2月15日現在 ]
1 期首		
期首元本額	平成26年2月18日 12,267,956,900円	平成27年2月17日 7,358,279,915円
期首からの追加設定元本額	2,303,110,576円	2,584,938,496円
期首からの一部解約元本額	7,212,787,561円	5,266,177,873円
元本の内訳*		
国内債券通貨プラス	848,173,410円	593,456,947円
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型	814,802,069円	742,741,294円
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型	797,309,401円	750,234,539円
三菱UFJ ライフプラン 25	325,777,224円	329,184,636円
三菱UFJ ライフプラン 50	376,684,105円	387,830,893円
三菱UFJ ライフプラン 75	104,431,401円	109,801,776円
三菱UFJ グローバルバランスオープン 株式20型	125,753,662円	125,566,521円
三菱UFJ グローバルバランスオープン 株式40型	51,076,112円	51,857,689円
三菱UFJ ライフプラン 50VA (適格機関投資家限定)	944,854,792円	662,958,101円
三菱UFJ 世界バランスファンド 25VA (適格機関投資家限定)	2,366,262,164円	476,058,202円
三菱UFJ 世界バランスファンド 50VA (適格機関投資家限定)	603,155,575円	447,349,940円
(合計)	7,358,279,915円	4,677,040,538円
2 受益権の総数	7,358,279,915口	4,677,040,538口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3387円 (13,387円)	1.3926円 (13,926円)

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区 分	（自平成26年2月18日 至平成27年2月16日）	（自平成27年2月17日 至平成28年2月15日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成27年2月16日現在]	[平成28年2月15日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	[平成27年2月16日現在]	[平成28年2月15日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	64,525,800	166,620,100
特殊債券	326,000	
社債券	15,177,000	6,213,000
合計	80,028,800	172,833,100

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （3）附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## （1）株式

該当事項はありません。

## （2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
国債証券	第5回利付国債（40年）	80,000,000	96,847,200	
	第7回利付国債（40年）	40,000,000	44,817,600	
	第326回利付国債（10年）	70,000,000	73,906,700	
	第328回利付国債（10年）	70,000,000	73,522,400	
	第329回利付国債（10年）	10,000,000	10,657,300	
	第330回利付国債（10年）	60,000,000	64,006,800	
	第334回利付国債（10年）	150,000,000	157,897,500	
	第335回利付国債（10年）	100,000,000	104,384,000	
	第336回利付国債（10年）	50,000,000	52,163,000	
	第338回利付国債（10年）	120,000,000	124,022,400	
	第339回利付国債（10年）	200,000,000	206,504,000	
	第23回利付国債（30年）	60,000,000	78,114,000	
	第26回利付国債（30年）	40,000,000	51,315,200	
	第27回利付国債（30年）	50,000,000	65,108,500	
	第28回利付国債（30年）	40,000,000	52,175,200	
第30回利付国債（30年）	60,000,000	75,982,800		

第31回利付国債(30年)	30,000,000	37,406,400	
第32回利付国債(30年)	20,000,000	25,391,600	
第34回利付国債(30年)	50,000,000	62,534,000	
第37回利付国債(30年)	20,000,000	23,656,400	
第39回利付国債(30年)	50,000,000	59,089,500	
第42回利付国債(30年)	70,000,000	79,266,600	
第46回利付国債(30年)	80,000,000	86,479,200	
第84回利付国債(20年)	30,000,000	35,605,200	
第88回利付国債(20年)	50,000,000	61,160,000	
第90回利付国債(20年)	40,000,000	48,648,400	
第94回利付国債(20年)	100,000,000	121,130,000	
第100回利付国債(20年)	30,000,000	36,992,400	
第104回利付国債(20年)	20,000,000	24,472,000	
第105回利付国債(20年)	60,000,000	73,547,400	
第111回利付国債(20年)	10,000,000	12,452,500	
第114回利付国債(20年)	100,000,000	123,587,000	
第118回利付国債(20年)	160,000,000	195,907,200	
第125回利付国債(20年)	60,000,000	75,310,800	
第128回利付国債(20年)	80,000,000	96,920,000	
第130回利付国債(20年)	30,000,000	35,899,500	
第132回利付国債(20年)	20,000,000	23,626,200	
第136回利付国債(20年)	100,000,000	116,549,000	
第140回利付国債(20年)	100,000,000	117,840,000	
第145回利付国債(20年)	100,000,000	117,550,000	
第147回利付国債(20年)	110,000,000	127,110,500	
第148回利付国債(20年)	120,000,000	136,395,600	
第150回利付国債(20年)	40,000,000	44,605,600	
第154回利付国債(20年)	50,000,000	53,522,500	
国債証券 小計	2,930,000,000	3,384,080,100	
社債券			
第12回ボスコ(2013)	100,000,000	100,060,000	
第13回JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	200,000,000	200,188,000	
第17回ルノー	100,000,000	99,309,000	
第6回パークレイズ・バンク	200,000,000	199,926,000	
第4回ビー・エヌ・ピー・パリバ	200,000,000	200,342,000	
第22回ラボバンク・ネーデルラント	100,000,000	100,171,000	
第47回日本電気	200,000,000	201,098,000	
第12回パナソニック	200,000,000	201,134,000	
第10回デンソー	100,000,000	99,979,000	
第63回アコム	100,000,000	100,893,000	
第64回アコム	100,000,000	101,384,000	
第163回オリックス	100,000,000	100,838,000	
第167回オリックス	200,000,000	201,142,000	
第26回三菱UFJリース	100,000,000	101,011,000	
第19回大和証券グループ本社	100,000,000	100,779,000	
第39回野村ホールディングス	200,000,000	202,934,000	
第49回野村ホールディングス	100,000,000	100,855,000	
第526回東京電力	100,000,000	101,695,000	
第383回東北電力	100,000,000	105,065,000	
第469回東北電力	100,000,000	108,357,000	
第424回九州電力	100,000,000	105,999,000	
第426回九州電力	100,000,000	104,545,000	
第2回ファーストリテイリング	100,000,000	100,451,000	
社債券 小計	3,000,000,000	3,038,155,000	
合計	5,930,000,000	6,422,235,100	

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。



## 2【ファンドの現況】

## 【三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型】

## 【純資産額計算書】

平成28年2月29日現在  
(単位:円)

資産総額	2,570,337,384
負債総額	71,242,761
純資産総額( - )	2,499,094,623
発行済口数	2,416,009,952 口
1口当たり純資産価額( / )	1.0344 ( 1万口当たり 10,344 )

## 【三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型】

## 【純資産額計算書】

平成28年2月29日現在  
(単位:円)

資産総額	3,238,224,099
負債総額	1,355,693
純資産総額( - )	3,236,868,406
発行済口数	3,161,604,942 口
1口当たり純資産価額( / )	1.0238 ( 1万口当たり 10,238 )

## &lt;参考&gt;

「三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド」の現況  
純資産額計算書平成28年2月29日現在  
(単位:円)

資産総額	9,011,120,984
負債総額	615,228,002
純資産総額( - )	8,395,892,982
発行済口数	8,385,930,621 口
1口当たり純資産価額( / )	1.0012 ( 1万口当たり 10,012 )

## &lt;参考&gt;

「三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド」の現況  
純資産額計算書平成28年2月29日現在  
(単位:円)

資産総額	6,441,459,405
負債総額	49,404,027
純資産総額( - )	6,392,055,378
発行済口数	4,502,153,596 口
1口当たり純資産価額( / )	1.4198 ( 1万口当たり 14,198 )

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### （4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

### （7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

報告書代替書面における「委託会社等の概況」の記載のとおりです。

報告書代替書面については、（<http://www.am.mufg.jp/corp/profile/accounting.html>）でもご覧いただけます。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

報告書代替書面における「事業の内容及び営業の概況」の記載のとおりです。

#### 3【委託会社等の経理状況】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の「冒頭書面」の記載のとおりです。

##### （1）【貸借対照表】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（1）「貸借対照表」の記載のとおりです。

##### （2）【損益計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（2）「損益計算書」の記載のとおりです。

##### （3）【株主資本等変動計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（3）「株主資本等変動計算書」の記載のとおりです。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成27年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

**(2) 販売会社**

名称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

**2【関係業務の概要】**

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

**3【資本関係】**

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成28年2月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の51.0%（107,855株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

### 第3【参考情報】

1 当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成27年11月13日 半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成27年6月30日 有価証券届出書の訂正届出書

平成27年5月15日 有価証券報告書、有価証券届出書

2 その他

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (3) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・当ファンドの受益権の価額は、株式・公社債等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
  - ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
  - ・運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
  - ・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  - ・金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。
  - ・当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレスのほか、モバイルサイトのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等を含みます。）等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月16日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

## PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 大畑 茂 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ日本バランスオープン 株式20型の平成27年2月17日から平成28年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ日本バランスオープン 株式20型の平成28年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。



独立監査人の監査報告書

平成28年3月16日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

## PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 大畑 茂 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ日本バランスオープン 株式40型の平成27年2月17日から平成28年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ日本バランスオープン 株式40型の平成28年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。